

「那珂市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」に関する届出と「農地転用許可申請」の流れ

環境課

事業者

農業委員会事務局

【事前協議受付】

【事前協議】
・事前協議届出書の提出

【事前相談】

【事前相談受付】
・配置図などの確認
※配置図の変更が生じた場合は都度相談
※許可済みの転用事業計画が完了していない場合には、過半について工事が完了をしており、かつ工事の進捗状況報告を農業委員会に提出していること。

【事前協議終了】
・事前協議終了の通知

●近隣関係者への説明
●隣接土地所有者からの同意
●関連法令の確認、手続き など

【実施協議受付】

【実施協議】
・実施協議届出書の提出
※工事着手**60日前**まで

【農地転用申請】

【農地転用許可申請受付】
※毎月**18日締切**(土日祝日にあたる場合は、その前の開庁日)
※環境課への実施協議届出受付後

【実施協議終了】
・実施協議終了の通知

【工事着手】
・設置工事着手届出書の提出

【農地転用許可】
※毎月**10日前**後
※農業委員会で転用許可相当と判断した時点で、環境課との実施協議が終了していない場合は、実施協議終了通知日をもって許可日とする。

【設置工事着手届出書受付】

【工事完了】
・工事完了の届出及び報告
※環境課:設置工事完了届出書
農業委員会:工事完了報告書

【工事完了報告書受付】

【設置工事完了届出書受付】
・現地確認